

## 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託

### 2. 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

### 3. 募集の背景及び趣旨

昨年、西九州新幹線が武雄温泉駅から長崎駅まで開業し、武雄市は西九州エリアの中心に位置するだけでなく、新幹線などの鉄道や高速道路などあらゆる交通網の結節点となった。それに伴い、様々な方面から人が訪れ、人やモノが交流する拠点『西九州のハブ都市』としての存在感が高まっている。

また、近年では市立図書館の民間委託、官民一体型学校の導入やスマイル学習といった教育改革、こども図書館や競輪場公園のオープン、インクルーシブ公園の整備など子育て環境に力を入れており、特に子育て世代から選ばれるまちとなるよう移住定住施策に取り組み、情報発信を行っている。

そのうえで、今回は市の魅力を発信する一般的な情報発信ではなく、ターゲットを子育て世代とし、武雄市の課題等に基づいた戦略で広報展開することで、本市への移住定住を促進していくことを目的とする。

### 4. 業務内容

本業務の基本的な内容は、以下のとおりとする。

#### (1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ①本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画、スケジュール等）を策定すること。
- ②実施計画の策定にあたっては、4年程度を目途に次年度以降の展開がイメージできるような計画とすること。
- ③主たるターゲットは北部九州（長崎県、福岡県）に在住する子育て世代とし、武雄市の強み・弱みを活かした実施計画となるようにすること。

#### (2) 移住定住のブランディング

- ①タグライン等（キャッチコピーやロゴ等でも可）を制作し、本業務での情報発信における武雄市への移住定住のブランディングを行うこと。
- ②そのほか、ブランディングに有効だと思われる方法等があれば提案すること。

### (3) SNS・メディア等を使った情報発信の実施

- ①各種メディア、SNS等を使った戦略的な情報発信の実施。情報発信の手法については問わない。また、複数の媒体の組み合わせも可であり、最適と考えられる媒体等を選定の上、提案すること。
- ②情報発信において、アカウントが必要な提案を行う場合、新規で立ち上げるか、ハブ都市・新幹線の既存アカウントを利用するかは実施計画に沿い、効果的・効率的なものになるようにすること。

### (4) 上記(3)における効果測定

## 5. 成果品

- (1) 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務報告書(A4版) 1部
- (2) 上記(1)及び報告書に係るデジタルデータ

## 6. 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、武雄市に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て武雄市に供与し、その利用、再編集は武雄市が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (3) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、武雄市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、この契約に基づく業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58条)」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

## 8. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が武雄市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに武雄市にその状況及び内容を書面により報告し、武雄市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、武

雄市は一切の責任を負わない。

## 9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、武雄市が提供することが可能な資料等は、武雄市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに武雄市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど武雄市の指示に従った処置を行うこととする。

## 10. その他の留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に武雄市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 業務のための収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに武雄市と受託者とが協議して決めるものとする。

## 11. 担当部署

武雄市 営業部 ハブ都市・新幹線課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話：0954-23-9160、メール：hub@city.takeo.lg.jp